

平成 25 年度 水資源機構営事業事後評価技術検討会（第 1 回）議事録

日 時：平成 25 年 6 月 6 日（木）

15:00～16:25

場 所：(独) 水資源機構 愛知用水総合管理所

I 開 会

○事務局（森井）

時間になりましたので、ただいまから平成 25 年度水資源機構営愛知用水二期の事後評価にかかわります第 1 回技術検討会を開催させていただきます。

初めに、本検討会の情報公開について説明させていただきます。

まず、本検討会は、運営の透明性という観点から、会議を公開することとしております。会議開催に当たりまして、プレスリリース及びインターネットで傍聴の申し込みを受け付けましたところ、3 名の方から傍聴の申し込みがありました。

また、本日の会議の議事録及び議事概要につきましても、インターネットでの公開を考えております。なお、議事録につきましては、技術検討会委員のお名前をつけて公開させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

次に、お手元にあります本日の配付資料を確認させていただきます。

表紙をごらんいただきまして、資料－1～8 及び参考資料として 2 点、計 10 点の資料をセットしております。皆様のお手元にございますでしょうか。もし御不足等があれば、事務局にお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

II 出席者紹介

○事務局（森井）

本日御出席いただいております技術検討会の委員の方々について、再度御紹介させていただきます。

農業経済の御専門の立場で委員をお願いしております岐阜大学地域科学部教授の有本信昭委員でございます。

地域振興の専門家の立場で委員をお願いしております全国生活研究グループ連絡協議会顧問の荻野紀子委員です。

農業土木の専門家という立場で委員をお願いしております岐阜大学応用生物科学部教授

の千家正照委員です。

環境の専門家の立場で委員をお願いしております日本福祉大学国際福祉開発部教授の千頭聡委員です。

なお、本日御欠席ではありますが、もうお一人、マスコミの立場で委員をお願いしております中日新聞社論説委員の飯尾歩委員がいらっしゃいますことを御紹介させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、水資源機構営愛知用水二期事業事後評価委員会の副委員長であります島田水路事業部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○島田部長

ただいま御紹介いただきました水資源機構水路事業部長の島田でございます。

本日は、午前中から愛知用水の現場を見ていただき、またこれから御審議いただくわけでございますが、愛知用水二期事後評価技術検討会に御参列いただきまして本当にありがとうございます。

水資源機構の水路事業部は、利水関係の事業、全国で 20 数カ所実施してございます。新しい事業をこれから行うということではなくて、今まで建設してまいりました 20 数カ所の施設をきちんと機能、管理しながら持続させていくこと。それによって、ユーザーの皆様方に安定的に水を送り届けるというのが使命でございます。そういうことで、まずは管理をしっかりやっていかなければならないということです。

それから、管理だけ幾らしっかりしても、いずれ施設は劣化してまいりますので、適切な時期に補修を行う、あるいはもう少し悪くなると補強を行う。さらに何十年もすれば、いずれは全て施設を更新する時期も来るわけでございます。ただ、全体のコスト、ライフサイクルコストをいかに安くするかといったことが国民から負託されているわけございまして、そういう意味で今、私どもとしてはストック・マネジメントということに取り組んでいるところでございます。

もう一つ大事なものは、まさにこういった再評価でございまして、私どもの事業には国民の皆様の税金を使わせていただいておりますので、補強、補修あるいは更新といった事業を行う際には、必ず事業を実施する前に事前評価を行いますし、事業の実施中は期中評価、今回は事業完了後の評価ということで事後評価という三つのステージにわたり、第三者の先生方から再評価いただきまして、その結果を国民の皆様公表していくといったことで透明性を高めていくことも大事な仕事であります。

今日は技術検討会の第1回ということで、さらにもう一度行いまして最終的な成案ということになろうかと思います。皆様方から忌憚のない御意見をいただきまして、意見につきましては、この事業だけではなくて、先ほど言いましたように機構全体で20数カ所の事業を行ってございますので、そういったところでよりよい事業ができるようなことにもつなげてまいりたいと思いますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければということでございます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

Ⅲ 議 事

1. 委員長の選出

○事務局（森井）

それでは、資料－1をごらんいただきたいと思います。

資料－1の内容で審議を進めていきたいと思います。

最初に、次第に基づきまして、委員長の選出を行いたいと思います。本委員会の委員長につきましては、各委員の中から委員長の互選をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

○有本委員

別の国営土地改良事業の検討会で委員長をお願いいたしました千家先生、農業土木の御専門ですので御適任かと思いますが、いかがでございましょうか。よろしくお願いします。

○事務局（森井）

ただいま有本委員から千家委員に委員長をお願いしたいという御意見がございましたけれども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、千家委員、委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

○千家委員

了解いたしました。

○事務局（森井）

それでは、千家委員に委員長をお願いしたいと思います。

これからの議事進行につきましては、千家委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 技術検討会の今後のスケジュール

○千家委員長

午前中から結構ハードなスケジュールで現地視察いただきましてお疲れだと思いますけれども、これから審議に入りたいと思います。御指名ですので、謹んでお引き受けしたいと思います。

早速ですが、本日の1番目の議題であります事後評価等のスケジュール、概要等について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（森井）

それでは、事後評価制度の概要でございますけれども、資料－4をごらんいただきたいと思います。

事業の評価について、農林水産省全体の仕組みでございますけれども、事前評価、再評価、事後評価という全体の流れを行って、事後評価につきましては、いわゆる補助金等、10億円以上の事業につきまして、事業完了後5年後に評価を行うことになっております。

今回ですと、全国で22カ所の地区が対象になっております。各々の地区で、「技術検討会」を設置し、こういう個別の場で委員のコメントをいただきながら評価結果を取りまとめて、それを農林水産本省で一括して公開することになっております。

資料－4の中に「事後評価結果の公表」及び「農林水産省農村振興局長への報告」というところがあると思いますけれども、技術検討会という会議で、本日6月6日、関係団体からの意見聴取を経まして、第2回目の技術検討会7月26日、これが水資源機構の中部支社で予定しておりますけれども、この中で本日、次の議題で御議論いただきます事後評価の結果書という内容を御審議いただいて、それを農村振興局に報告いただいて、他の地区とあわせて8月末に事後評価結果の公表という流れになってくるところでございます。

以上が事後評価のスケジュールでございます。

○千家委員長

ただいま事務局から今後のスケジュール等々につきまして御説明ありましたけれども、何か御質問とか御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

3. 事後評価書（案）について

○千家委員長

それでは、議事に従いまして、愛知用水第二期事業の事後評価の原案の審議に議事を進めたいと思います。それでは、事後評価書（案）を説明していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（島田）

【事後評価結果書（資料-5）、事後評価基礎資料（資料-6）を説明】

○千家委員長

ただいま事務局から原案を御説明いただきましたけれども、これにつきまして各委員から質問あるいは御意見等ございましたらお願いします。

○有本委員

二つほど質問があります。

一つは、資料－５の１ページの一番下に事業費という表がございますけれども、ここに全体事業費を、農業用水、水道用水、工業用水、発電と四つに分けてございますが、この分け方の意味を説明いただきたい。

これは負担割合なのか、水路等施設事業でこういう四つのジャンルが区分けされているという事業費の配当部分なのか、その総事業をこういった四つのジャンルで負担してもらう負担割合なのか、この表の見方そのものがよくわかりません。

もう少し説明させていただきますと、愛知用水の事業というのは、当初は農業用水というイメージが強かったが、その当時から水道用水や工業用水もあって、近年は農業用水が２割か２割５分ぐらいの使用割合、まさに総合事業で、そうすると、生活用水とか産業からの費用負担と申しますか、それから効果の発生で見ても、効果の発生は出てくると。そうすると、我々が今回意見を求められるものは、主務大臣、農林水産大臣の事業ですけど、その愛知用水事業全体の、ダムと幹線水路と支線の総合計そのものなのか、生活用水とか産業用水とかいった用水にかかわる効果も含めた全体、関連する流域全体のことなのか、意見を求められる対象そのものが私の頭の中ではどうもはっきりしない。そのことを示しているのが１ページの一番下の表かと思います。

例えば堆砂対策は、金額は２９３億円ですかね。その堆砂対策に、これは農業用水用の堆砂、これは工業用水用の堆砂という工事の仕分けがあるのかないのか。堆砂というのはダムの砂を吐き出す事業だと思いますが、それをそれぞれの用水部分が負担してもらう負担割合なのか、まずこの辺のことから私の頭の中ではきれいに落ちついて理解できないものですから、その辺をまずお願いしたいと思うんです。

二つ目は、ここで全体事業費が 3,059 億円という数字と、資料－ 5 の 15 ページに、当該事業費が 4,203 億円になっておりますが、この 4,203 億円と、表 1 の下にあります全体事業費 3,059 億円とが、大分金額が違うんですけど、これはどこでどういうぐあいで違いになっているのかという二つをお教えいただけるとありがたいと思うんです。

済みません、ややこしい質問になってしまって申しわけないですが、よろしくお願いいたします。

○事務局（島田）

資料－ 5 の 1 ページの事業費につきましては、水資源機構の愛知用水二期事業を行った全体事業費です。農業分の負担、水道分の負担、工業分の負担、発電分の負担ということで、それぞれアロケーションが決まっています。個別の事業で行ったわけではなくて、まとめて行っています。

今回の評価につきましては、主務省が農林水産省ということで農業用水に係る評価ということになりまして、効果につきましても、農業用水 1,855 億と農業に係る関連事業が総費用に計上されることになります。水道水は水道、工業用水は工業用水でまた別の評価があり、事後評価につきましては農業用水のみの評価となります。

堆砂対策につきましては、長野県の西部地震で土砂が流入したということで貯水容量が減ってしまうので、これを除去するというで利水的な要素を持っております。農業用水、水道用水、工業用水それぞれ負担をいただいているところでございます。

愛知用水一期時代から農業用水、水道用水、工業用水ということで、それぞれの利水者から負担をいただいて事業は実施しているところで、現在の管理におきましても農業、工業、水道、それぞれから管理費の負担をいただいているところでございます。

資料 5 の 14 ページの事業費につきましては、当該事業による整備費用ということで、こちらにつきましては 3,059 億の費用を現在価値化しているので、同じ数字にはなっていないところでございます。

よろしいでしょうか。

○千家委員長

それでは、ほかに引き続き質問がございましたら、よろしくお願いします。

○千頭委員

今のアロケの話は、当初のアロケじゃなくて、取水権量でいえば農業用水は 20 数%しかないのに何でアロケで 6 割も負担しているんだということがあるのかなということかと

思います。このアロケというのは、当初のアロケじゃなくて、今こういう追加で工事をするときに使われているアロケ。だから取水権量ではなくて多分複雑な計算式だと思うんですけども、普段このアロケで日常的に行われているアロケーションということですね。

細かい話は別としても、取水権量に対して農業用のアロケがすごく大きいなというのがあって、恐らくそれが直感的に 1.1 にしかやっぱりならないなというのが、これだけの意味のある事業だけれども、なかりせばとありせばと比較してもやっぱり 1.1 にしかならない、結構厳しいなという気はするんですけども、その背景の一つには今のアロケが、6割も農業用水を負担しているところが、私も何となく大きいなという気がしました。

あと 1、2 点、すごく細かい話でもいいですか。

すごく細かい話で申しわけないですが、いろいろ費用効果というのは、例えば 5 ページ、6 ページあたりに作物生産効果、営農経費節減効果とかいろいろ出てくるんですけども、一つは水稻が計画よりも増えていますよね。これはやっぱり労働時間が大幅に減ったから、水稻を継続したり、場合によったら増やした方がいらっしゃるから。5 ページを見ると、水稻は計画に対して 1 割ぐらい多いですよ。そこが、なぜ多いのかなと思ったのが一つです。

6 ページで営農経費節減効果というのがあって、例えばスプリンクラーがついてとかいう話はあると思うんですけど、本当に細かい話で申しわけないですが、タマネギが半分に営農経費が節減できるって、愛知用水にかかわって何が出てくるのかぴんと来なかったもので、もしわかれれば教えていただけるとありがたいなと思いました。

もう 1 点だけ、引き続き細かい話で非常に恐縮ですが、後ろのほうに細かく積算の根拠を書いていただいています。例えば 21 ページに、まさに営農経費節減効果という細かい算定があります。区画整理による部分、用水改良による部分というのがあって、表の中に効果発生面積⑥というのがありますけれども、この効果発生面積というのは計画段階の値に掛けるのか、それとも評価時点の面積に掛けるのか。これを見ると、事業計画段階の現況、平成 13 年の値に多分掛けられていると思うんですが、考え方はそれでいい。直感的には、現在の、24 年の水稻の面積に掛けたいのかなと思ったので。

すごく細かい話ばかりで恐縮です。

○事務局（森井）

前段を私から回答させていただきたいと思います。

まず、この事業費でございますけれども、普通、我々、共同で事業を行います場合、最

初におおのの事業のアロケの比率を決めて、それに応じて費用負担を行います。そのアロケの比率に基づいて私たちは補助金を支出します。今回委員の方をお願いしているのは、農業サイドで支出した補助金の分が、今の見方で見て妥当であったかコメントいただきたいということです。

まさに千頭委員がおっしゃいますとおり、愛知用水全体で見ますと、特にトヨタ自動車があるとか50万人に給水しているということで、非常に大きな効用が発生しております。ただ、その中の一部として農業があるので、その農業側のみを評価しているということになっています。当然今の水使いで見ると比率が変わってきていますが、全体を見ていただければいいのかなと思います。

ちなみに、水道とか工業とか指標のとり方は違うんですけれども、効用は非常に高い値が出るのが一般的です。それは、千頭委員がおっしゃいますとおり、農業側はかなりまじめにといひましようか、精緻にといひましようか、謙虚に評価させていただいていると思っています。

後段のところでございますけれども、まず面積についての御質問があったと思いますが、面積については基本的に統計資料から出しているということで、具体的にその統計の内容が、何がどう変わったかというところが、なかなか即答は難しい面があります。ただ、要因といたしまして、地域で品種が変わったとかがあって、面積が変わるという要因はあるのかもしれませんが、営農のまさに細かいところといひましようか、要因の解析はなかなか我々としては難しい面もあるかと思っています。あくまでも統計でのデータに基づいて、状況がどうなったかというところが今回御審議いただいているところの基礎資料になっています。

あとは、最後の効果発生面積の内容について補足説明をお願いします。

○事務局（井手）

質問の内容としましては、資料－5の21ページに記載のある効果発生面積についてでしょうか。

○千頭委員

⑥発生面積です。それが計画時点の平成13年の値だと思うんですけれども、直感的には、評価時点の平成24年の値を掛けたらいいのになと思ったんです。ここであれば、水稻の用水改良って5,616.8haって挙がっていますよね、用水改良の効果発生面積が。でも、この値って、5ページを見ると、これは平成13年の現況の値ですよね。だから、評価時

点じゃなくて、これは計画時点の値を掛けるものなのであれば、そうだとわれたら納得するんですが、直感的に違うかなと思ったんです。

○事務局（井手）

確認させてください。

○千家委員長

ほかに御質問とか御意見ございましたら、お願いいたします。

○事務局（島田）

補足でございますけれども、先ほどの事業費ですが、主要工事の水路等施設の支線水路につきましても、農業用水 100%の負担になります。

○千家委員長

私から質問ですけれども、23 ページの（7）地域用水効果というのが計上されているんですけれども、防火水槽のこの効果しかないのでしょうか。地域用水というのはいろいろな種目に分けれると思うんですけれども、それ以外の効果はなかったのかなというのと、逆に地域用水の効果が損なわれている部分があると思うんです。例えば、支線水路をパイプライン化したりすると、水が見えなくなって地域の景観が損なわれたとか。後にも景観とか環境保全効果というのがありますけれども、そこではマイナスの要因も多少入ってくるのではないかなと。B/C を減らすようなことを言いたくないですけど、そういうネガティブな面がそこには反映されていないような気がするんですけど、それについてちょっと御意見お願いします。

○事務局（森井）

まず、効果でございますけれども、いわゆる計測できるものと計測できないもの、効用はあるけど、さまざまな解釈があつて計測できないものがございます。そういう中で、千家委員長がおっしゃいますとおり、地域用水といいますと、いわゆる親水性、防火用水としての機能、あとは、この地域はありませんが消雪の機能とさまざまなものがあります。そういう中で、評価の指標といいましょうかやり方が全国统一となるように、我々マニュアルを出しております。そのマニュアルに基づいて、額を算定できる範囲を算定しているというのが基本的な考えでございますので、そういう中でプラスも算定しないしマイナスも算定しないところがあるという面はあるというところでございます。

○千家委員長

定量化できる範囲で評価したということですね。

○事務局（森井）

マニュアルに基づいて、定量化できる範囲でやっているということでございます。

○千頭委員

次回で結構ですので、今ちょうど千家委員長が言われた 23 ページの上の、定量化しにくいものをある種の CVM で評価されている一つの、例えば（6）農業労働環境改善効果、WTP（Willingness To Pay）というのを農家の方にお聞きしている質問だと思うんですけども、次回までに、多分聞き方によって全然答えが変わってくるので、アンケートで選択肢で聞かれたのか、金額を直接書いていただいたのかわからないですけれども、どう聞かれたかだけまた教えていただけますか。10a あたり 7,100 円と書いていますよね。

CVM というのは、これしかしようがないですが、やり方によって答えが随分違ったりしかねないので、どう聞かれたかだけ。要するに、5,000 円ですか 3,000 円ですか 10,000 円ですかって聞かれたのか、直接幾らかって書いていただいたのかという。次回で結構ですから、どう聞かれたかだけまたお答えいただけますか。

○事務局（島田）

今お答えできる範囲ですと、二択式で、選択式で選んでいただくということで、直接金額を書く形ではございません。

○千頭委員

二択というのは、5,000 円ですか 1 万円ですかという意味ですか。

○事務局（島田）

そのとおりです。最初の選択後さらに二択をしていただくこととしています。

○千頭委員会

順番に二択で。

○事務局（島田）

金額の設定は、建設費の負担相当を考慮して 1,000 円からとして、5 パターンのアンケートを 1,000 名にとって実施しているところでございます。

○事務局（森井）

資料－6 の 77 ページをごらんいただきたいと思います。

いわゆる労働改善効果をとったときの効果の計測の考え方を示させていただいているところでございます。この中で先ほどの説明の内容は大体網羅されておりまして、例えば 77 ページの（2）の CVM の調査票の作成・配布範囲で、「二段階二肢選択方式」という方法

を使うということでありまして、そのときの支払額のとり方の考え方を示させていただいております。

こちらでござんいただきまして、さらに御質問等があれば後ほど回答させていただく形にさせていただければと思います。

○千家委員長

ほかに何か質問とか御意見ございませんでしょうか。

それじゃ、私から一つ。

総費用、総便益を計算されるときに評価期間が、工事期間プラス 40 年間ということをやっておられるということですが、そのときに、例えば水田の面積とか耕地の面積というのは、初めのほうの資料を見ると年々減少しているんですけれども、そういった土地利用の変化といいますか、農地面積の変化なんかもその中に考慮されているんでしょうか。

いわゆる農業収益というのは、当然農地面積が減れば減ってくるんですけれども、そういった農地面積の減少というものは 40 年間の中にある程度推測する必要も、推測できないかもしれませんが、そういうのがあると思うんですけれども、そういうのをどのように評価されているかということだけ。

○事務局（森井）

土地改良事業の場合ですと、まず計画する面積の調査から入ります。例えば、ある地区で 3,000ha あったものが計画を見直すときに 2,000 何百 ha になったとか、その受益面積の変化を考慮しております。効果が発生する面積は、その受益面積当たりどれだけ発生するかを評価しておりますので、それまで面積の、いわゆる受益面積を捉える中で効果発生面積も評価していることになると思っております。

○村上事後評価委員

評価期間の考え方でございますけれども、例えば、資料－5 の評価結果書 34 ページをござんいただきたいと思います。

千家委員長から水田の面積という話がございましたけれども、34 ページは作物生産効果の表になっており、色をつけてございますけれども、平成 24 年度、黄色のところは割引率を 1.00 ということで基準年にしてございまして、24 年度のところで年間に幾ら効果が発生するかというものをこの時点で算定しております。そこから、評価期間は事業期間プラス 40 年でございますので、その期間についてはそれぞれ標準の割引率ということで 4 %

で割引くということで、この期間内における効果額を毎年毎年割引いていくということで、その合計で算定していくという仕組みになってございます。

○千家委員長

少し不勉強だから。どういう考えでこの割引率というのが導入されているんでしょうか。その辺教えていただいていいですか。

○村上事後評価委員

いわゆる社会的割引率ということで、通常公共事業の場合、現在価値化する際、年間の4%で割引いたり、逆に過ぎた年については割り増すとかいう率であり、基本的に公共事業の場合4%でそれぞれ算定するという事で決まっております。

○千家委員長

ルールですか。

○村上事後評価委員

基本的に他事業も全てそういうことでルール化されております。

○千家委員長

ということは、現在の土地利用が維持されたということを前提にして計算されているということですね。

○村上事後評価委員

そうです。

○千家委員長

ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

そうしたら、私からまた。

今後の課題ということで3点ばかり挙がっているんですが、もっといろいろあるんじゃないかなという。むしろそういうものをここでたくさん書いていただいて、今後の事業の展開に役立てていただくと、よりよい事業が行われるんじゃないか。

例えば、今日現地視察したときに、農家の方が冬季に代かきしたいけど水がないと、直まきを導入するには、水利権の問題として、長期間水が欲しいとか冬水ももう少し欲しいとかいろいろな意見があったと思う。そういういろいろな課題をここに、我々短い時間でしか現地を見ていけませんのでわからないですけれども、そういったものを幾つか挙げていただいたほうが、むしろ充実した、今後に展開するいい事業評価になると思うんですけれども、そういうのがほかにいろいろありましたらお願いします。

○事務局（森井）

まさに千家委員長がおっしゃるところは大事なところだと思います。そういう中で、今回委員の方々にごらんいただいた後に、我々関係団体から意見を聴取するというをやります。そのときに多分機構の職員含めて改良区とかに伺ってお話を伺いますので、そういう中で千家委員長の御指摘を踏まえて、まさに課題としてどんなことをしてほしいということも聞くような形で対応させたいと思います。

○千家委員長

まだ多少時間がございます。ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

荻野委員、何かよろしいですか。

○荻野委員

効果そのものについては、とてもすごい大きな効果があるんだというのは実感として感じたんですけども、受益地のほうはすごく大きな効果があつてということはよくわかるんですが、これが水源地のほうとの差といいますか、私はどちらかというと水源地に近いほうに住んでいますので、私のところに今、設楽ダムの水没予定地から皆さん移ってきている、まさにその最中ですけども、そういう人たちのあれを見えますと、非常にこういうすごい大きな効果があるのを複雑な気持ちで見ているのかなというのもあるんですよね。

それで、いろいろな交流事業とか受益地の方たちに決して忘れてもらいたくないというようなことがあるものですから、それを一生懸命知らしめてやっていくことがとても大事なことじゃないかなと思います。ぜひそれをこれからもずっと続けていってほしいというのが私の率直な今日の意見です。

質問にも何もなっていませんけれども、それは必ずこれから続けていってほしいと思っております。

○千家委員長

貴重な御意見どうもありがとうございました。

何かこれに対して事務局。

○事務局（森井）

一応今日の資料でも、代表的な例のみしか載せていないですけども、例えば資料－6の36ページとか37ページで、水源地域と受益地域の子供たちとの交流会をやったりとい

うことで、まさに荻野委員がおっしゃるとおり、これだけの効果を発生しているのは、ある意味水源地の皆様方に御負担をおかけした上で発生しているということがあることは一つの事実だと思います。そういうことを忘れないようにするために、こういう子供会レベルの交流をやったりとか、あとは後ろのほうに習字もつけておりますけれども、こういうふうな愛知用水を忘れないような学校の中での取り組みということも機構としてもおやりになっているんじゃないかと思います。

そういう御意見も踏まえながら、このような活動をさらに盛んにしていく取り組みが必要じゃないかと考えているところでございます。

○千家委員長

ほかに質問とか御意見ございましたら。よろしいでしょうか。

ということで、まだ時間が多少残っているんですけども、盛りだくさんでなかなか全部を短時間で理解するのが結構難しいと思いますので、後日、帰られてからもう一度資料をよく見ていただきまして、何か質問とか御意見がございましたら、また承りたいと思います。

資料－７に技術検討会の質問等という用紙がございますので、帰られましたらもう一度資料をよく見ていただきまして、今日出てきた質問以外に何かございましたら、ここに御記入いただいて６月１７日月曜日までに事務局へ御提出いただくようお願いいたします。

それから、資料－８、これは技術検討会の意見ということで、評価書の最後の、記載する技術検討会の意見につきまして、各委員まとめていただきまして、ここに書いて６月２８日までに私にお送りいただきたいと思います。

この原案をもとに取りまとめまして、技術検討会意見（案）を作成し、次回の技術検討会においてお諮りしたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

ということで、今後の進め方は以上でよろしいでしょうか。資料－７と資料－８をお送りいただくということでよろしいでしょうか。

○千頭委員

資料－７は、別にこの紙でなくても、メールでお送りするんだからメールで質問事項を箇条書きしておけば大丈夫ということですね。資料－８も、同じアドレス宛てにメールでお送りしたらとりあえずいいですか。

○事務局（森井）

そうですね。

○千家委員長

ということでよろしいでしょうか。

以上、全ての議事は終わりましたがので、議事進行を事務局にお返しいたします。

Ⅲ 閉 会

○島田部長

いろいろ御意見いただきまして、本当にありがとうございました。

私どもの不手際で全てに答えることができませんでしたが、今後いただく意見も含めて、きちんと整理してお返しした上で、委員の皆様方から評価書に記載する意見をいただけるような、時間的な前後はないようにやってまいりたいと思います。

特に効果の関係で意見をいただきましたけれども、効果算定につきましては一種の決め事のようなところもございますので、私どもだけで独自に何ともならないというところもございますので、そういったところにつきましても整理した上できちんとお返ししたいと思っております。

それから、委員から上下流の連携という話がございましたけれども、確かに私ども、上流の皆様方から水を分けていただいて、水を使わせていただいているというのは、私ども水にかかわる、水行政にかかわる者、それから利水者も当然でございますけれども、そういった思いは常に持っているわけでございまして、常にそういったものに対して何かお返ししたいという気持ちの中で日々やらせていただいていることは御理解いただきたいと思います。

それから、今後の課題等についてももう少し書き込むべきという話もございました。これにつきましては、私どももここに書いているものだけではなくて、関係の皆様方からいろいろ意見を聞かせていただいているわけでございまして。ただ、この評価書の中でどこまで書くべきかというところにつきましては、また全国的な横並び等も見ながら、少しまた御相談させていただきたいと思います。

いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。また7月に第2回ということでございますので、次回もよろしくお願いしたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

○事務局（森井）

本日は、長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございました。

事務局からの連絡でございます。冒頭申し上げましたとおり、議事録は公表いたしますけれども、その前に委員の皆様方に御確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第2回目の技術検討会につきましては、冒頭資料にありました日程のとおり、名古屋市にあります水資源機構中部支社で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして水資源機構営愛知用水二期事業の事後評価にかかわります第1回技術検討会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

【了】